



平成 20 年 5 月 9 日

各 位

東京都新宿区揚場町 2 番 1 号
大興電子通信株式会社
代表取締役社長 高橋 正道
(コード番号 8023 東証第二部)
問合せ先
執行役員管理本部副本部長
萩田 修
(03-3266-8111)

「内部統制システムの基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 9 日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(下線部分が変更箇所となっております)

記

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守し高い倫理観をもって公正かつ透明な企業活動を行い、社会に貢献することを基本姿勢とし、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制の整備、充実に取り組めます。

- ・取締役会規程等、各会議体に関する規程に従い職務執行に関する適正な意思決定を確保します。
- ・企業行動の適正化に関する事項を審議、決定する「経営監理委員会」を設置し、事業に関わる法令やリーガルリスクを特定しコンプライアンス体制を計画的かつ網羅的に整備します。
- ・定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認します。
- ・社会から信頼される企業、よき企業市民を目指し全役職員に適用される「行動基準」の策定及び透明性のある内部通報制度(DAICOホットライン)を設置し運用します。
- ・反社会的勢力や団体とは関わりを持たず、不当な要求を受けた場合毅然とした対応を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、法令及び社内規程に基づき適正に記録し、これを保存及び管理します。また、取締役及び監査役は常時これらの情報を閲覧することができるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に準拠したリスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで計画的かつ網羅的にリスク対応を図ります。また、経営監理委員会へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を整備します。取締役会は原則月 1 回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。また、業務執行機能強化のため執行役員制度を採用し経営の効率化を図るとともに、常勤取締役、常勤監査役及び議長が指名する者で構成する経営会議を原則月 1 回開催し、戦略計画の立案、経営・業務執行についての重要案件を十分に審議します。

(5) 子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社管理に関する規程に基づき子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度(D A i K O ホットライン) の子会社への適用、及び当社の内部監査部門にて子会社の業務監査を実施いたします。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することといたします。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社は、監査役が定期的に取り締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的に行われることを確保するため監査部、経理部、総務部等の関連部門が監査役の事務を補助いたします。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に規定する財務報告の信頼性を確保するために以下の体制を整備し、企業価値の向上を図ります。

・「内部統制規程」他関係諸規程、関連文書を整備することで適切な統制環境を構築し、合わせて業務の有効性及び効率性を高めます。

・内部統制の整備・運用状況を評価するモニタリング体制を整備します。

・モニタリング結果は、経営監理委員会にて、集約、分析し、内部統制が有効に機能するよう継続的に改善を図り、代表取締役及び取締役会がその有効性を評価し外部に向けて報告します。

以上